

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県東広島市黒瀬町津江1845番地

氏名 光陽建設 株式会社
代表取締役 稲葉 明則

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

呉市長 新原 芳明



許可の年月日 令和4年1月14日

許可の有効年月日 令和11年1月13日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集・運搬（積替え・保管行為を含む。）

産業廃棄物の種類

【積替え・保管行為を含む】

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん（これらのうち、廃プリント配線板、廃石膏ボード及び廃容器包装を含み、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃プラウン管、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

【積替え・保管行為を含まない】

ゴムくず（これらのうち、石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

所在地	産業廃棄物の種類	面積	保管上限	積上げ高さ
呉市吉浦新町二丁目 197番1 197番3	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん	150m ²	427.5m ³	4.5m

3. 許可の条件

余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年1月14日 更新許可（優良認定）

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。